

工場立地法の制度見直しについて

～産構審工場立地法検討小委員会報告書概要～

地域経済産業グループ

1. 現行の規制

生産施設 工場敷地面積の15～40%以下(業種別)

緑地 工場敷地面積の20%以上

環境施設 工場敷地面積の25%以上(緑地含む。)

緑地・環境施設については、企業立地促進法において、市町村が条例で低い規制率を設定できるよう措置。

2. 見直しの背景

公害防止技術の進展、他の環境法規制の整備を背景に、生産施設規制の必要性は希薄化。企業からは、有効な土地利用のための生産施設規制の緩和要望が寄せられている。(構造改革特区提案等)

こうした企業や地元自治体からは、敷地内への緑地整備に替えて、周辺地域への公園・街路樹整備なども緑地に算入して欲しいとの要望も出ている。

主に工場密集地への対策として、企業立地促進法の特例を補足する措置が必要。一昨年から、かかる課題について議論を重ねてきた。

3. 具体的見直し案(20年度前半までに措置予定)

生産施設面積規制の緩和

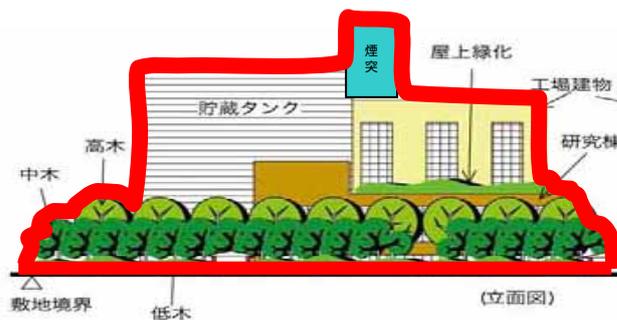
環境負荷物質の排出量低減率を踏まえ、業種ごとの面積規制値を緩和する。(産業界へ排出量を調査依頼中)

敷地外緑地等の範囲の拡大

工場敷地外の緑地・環境施設について、運用上、地方自治体の判断で面積算入できる範囲を拡大する。

視覚的な緑量による評価の導入

敷地内に緑地面積を確保できない場合、周辺からの視覚的な緑量(緑視量)の確保をもって代替できることとする。



4. 業種ごとの生産施設面積率の見直し(準則改正案)

業種の区分(抜粋)	生産施設面積率(%)	
	現行	見直し後
コークス製造業	15	30
石油精製業	20	30
窯業・土石製品製造業	30	45
電気供給業	20	50
高炉による製鉄業	30	60
非鉄金属製錬・精製業	40	65
自動車製造業	40	65
航空機製造業	40	65
ガス供給業	40	65
その他の製造業 (食料品、繊維工業、家具、 電気機械器具、精密機械器具 等)	40	65

5. 太陽光発電施設に係る見直し

海岸部等に設置される太陽光発電施設について、工場立地法の規制の適用を弾力化し、面積規制を満たさない場合でも、運用上、地方自治体の判断で勧告を行わないことができることとする。

(海岸部の太陽光発電所のイメージ)

